在外選挙人名簿の属する市町村の区別（当該市町村が在外選挙人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか当該申請の時におけるその者の本籍地の市町村であるかの区別をいう。第十五条第一項において同じ。）並びに当該領事官が在外選挙人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

二　在外選挙人名簿登録移転申請者　当該者の性別、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証に記載された国外における住所及び最終住所地における在外選挙人名簿に属する旨その他在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

［2　略］

第三章　在外投票

（在外選挙人名簿の表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち選挙人名簿の表示を消除されたものであって総務省令で定める者）

第十五条の三　令第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち、令第十六条の規定により選挙人名簿の表示を消除されたものであって総務省令で定める者は、当該表示を消除された後に再び国外へ住所を移した者であって、同項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除された者以外の者とする。

別記

第四号様式の二（在外選挙人名簿登録申請事項等変更届出書の様式）（第六条の二関係）

籍地の市町村であるかの区別をいう。第十五条第一項において同じ。）並びに当該領事官が在外選挙人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細とする。

［2　同上］

第三章　在外投票

［新設］

別記

第四号様式の二（在外選挙人名簿登録申請事項等変更届出書の様式）（第六条の二関係）